

柴田町業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

柴田町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 今後のフォローアップ	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教員がその専門性を十分に発揮し、子どもたちと向き合う時間やよりよい授業づくりの時間を確保することは、教育の質の向上に不可欠となっています。しかし、今日、教員は授業準備や生徒指導に加え、多岐にわたる業務に追われ、長時間労働が常態化しています。これは教員の心身の健康を損なうだけでなく、教育活動そのものにも影響を及ぼしかねません。

こうした状況を改善し、教員が健康でいきいきと働ける環境を整備するため、本町も「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、実施計画を策定しました。

本計画では、業務の効率化と適正化を図り、教員が専門職としてのやりがいを実感できる学校づくりを目指し、教員、保護者、地域が連携し、子どもたちの豊かな学びと成長を支える教育の環境整備を進めていきます。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下、規則という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32.1 時間	7.7%	0.9%
中学校	月 49.2 時間	13.4%	4.0%

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

【現状値（令和6年度）87.41%】

- ・ 1 年間における1 か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【現状値（令和6年度）38.17時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【現状値（令和6年度）14.16日】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%まで減少させる。

【現状値（令和7年度）11.8%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・「子ども見守り隊」などの地域住民の学校支援活動を推進し、教員によらない登下校の見守りを推進する。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・学校における自主的な見回りは行わずに、柴田町防犯実働隊が行っている防犯パトロールに委ねる。
 - ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて共有する。
- ③放課後や長期休業中の学校での学習支援
 - ・教育専門員を配置し、受講者の募集や管理を行う。指導者は、外部講師（大学生等）を任用する。
- ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応
 - ・保護者等からの相談や過剰な苦情、不当な要求について、学校以外が対応する体制や、学校が弁護士等の専門家を活用しやすい体制づくりについて調査研究を行う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ①ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・業者による保守点検委託を継続しながら、教育委員会と連携して運用管理を行う。
- ②校舎の開錠・施錠
 - ・学校における施設や設備の管理（施錠・開錠を含む）に関して、業務分担の見直しを行うほか、効率的な管理の手法等について調査研究を行う。
- ③部活動
 - ・体制整備が整った地域クラブから活動を開始し、休日の部活動については、令和10年度を目標に円滑な地域移行を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ①授業準備、学習評価や成績処理
 - ・自動採点システムや生成AIを活用した授業支援システムの導入等の教育DXを推進し、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - ・教育専門員を配置し、学力調査等の結果分析等を行い、授業改善の提案や支

援を行う。

②学校行事の準備・支援

- ・しばたっ子応援団など地域のボランティアによる支援を積極的に活用しやすい体制を整える

③支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・特別支援教育支援員等を配置し、学校生活上の介助や学習活動の支援を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ケアハウスとの連携さらに図れるよう組織体制の強化を検討する。

(2) 学校における措置の推進

学校においては、以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図るとともに、教育委員会は好事例の周知等により学校の取組を支援し、その趣旨の啓発に努める。

- ・各学校の教育課程における年間総授業数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・留守番電話機能を設置しているが、録音機能についても検討を行う。
- ・「未来先生」の取り組みなど、仙台大学との連携による授業支援を継続する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の内容に取り組む。

- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休憩時間）の確保に取り組む。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、夏季休暇中に5日間、秋季休暇中に2日間の一斉閉校を行う。
- ・学校業務を行わない学校閉庁日に合わせて、「年休取得促進の日」を設ける。

5. 今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、各小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、町ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、他校の取組を共有するなど当該学校における個別の支援を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。